

秘

第一回石炭原價監査実施に関すること

(物價廳)

一、目的

今次物価体制堅持の基本的要件は石炭価格の維持に在るに鑑み此の際七月改訂炭価の妥當性を実地に付検討し併せて炭価再改訂の要否を検討することを目的とし、左記要領に依り来園監査を行ふものとする。

二、要領

(一) 対象炭

九州地区反宇部へ山手へ地区的内主として單一価格適用炭以外の炭(平約^五九^四〇^五石)を監査する。

(二) 対象原価

昭和二十二年四月より九月に至る原価を対象とし特に七月八月九月へ見込へ分に重點を置く。

(三) 監査員及び監査班の構成

經濟安定本部、物価庁、石炭庁、地方安定局、地方物価事務局及び地方商工局等の關係官吏監査員とし配炭公團、石炭鉱業会及び復興金融金庫等の職員を補助員とする。

(四) 実施期間

九月二十日頃より約十日間

(備考)

監査すべき事項及び具体的実施計画は別に定める。